

女川原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-0004-5
提出年月日	2022年10月12日

女川原子力発電所2号炉

原子炉施設保安規定変更に係る説明資料
(66条 先行BWRプラントとの比較表)

【66-12, 16抜粋】

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

2022年10月

東北電力株式会社

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

表 6 6－1 2 電源設備 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）		表 6 6－1 2 電源設備 女川 2 号炉案		差異理由 TS-25 6 6－1 2 －1 常設代替交流 電源設備	
6 6－1 2－1 常設代替交流電源設備 (1) 運転上の制限		6 6－1 2－1 常設代替交流電源設備 (1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備による電源系が動作可能であること※1	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備が動作可能であること※1		
適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	設備	所要数	
運転	第一ガススタービン発電機	運転	ガススタービン発電機	2 台	
起動	第一ガススタービン発電機用燃料タンク	起動	ガススタービン発電設備軽油タンク	※2	
高温停止	第一ガススタービン発電機用燃料移送ポンプ	高温停止	ガススタービン発電設備燃料移送ポンプ	2 台	
冷温停止	タンクローリ (16 kL)	冷温停止	タンクローリ	※2	
燃料交換	軽油タンク	燃料交換	軽油タンク	※2	

※1：燃料移送系の必要な弁及び配管を含む。

※1：当該系統が動作不能時は、「6 6－1 6－2 緊急時対策所の代替電源設備」の運転上の制限等を定める。
 ※2：「6 6－1 2－7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

※1：当該系統が動作不能時は、「6 6－1 6－2 緊急時対策所の代替電源設備」の運転上の制限等を定める。

※2：「6 6－1 2－7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

・女川では、燃料移送系の必要な弁及び配管については、6 6－1 2－7 にて管理する。
 •女川では、燃料移送系の必要な弁及び配管については、6 6－1 2－7 にて管理する。

・女川では、燃料移送系の必要な弁及び配管については、6 6－1 2－7 にて管理する。

・女川の「緊急時対策所の代替電源設備」はガススタービン発電機及び電源車(緊急時対策所用)により多様性を有することから、ガススタービン発電機が動作不能の場合に「6 6－1 6－2 緊急時対策所の代替電源設備」の運転上の制限も確認する注釈を記載している。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、名稱等の変更箇所
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

(2) 確認事項				女川2号炉案				差異理由	
				(2) 確認事項					
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	項目	頻度		
1. 第一ガスタービン発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	定事検停止時	電気機器GM	1. ガスタービン発電機が模擬信号で作動することをおよび運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	定事検停止時	電気課長	・女川では、ガスタービン発電機が自動起動することを期待しているため、模擬信号で作動することの確認を定期検停時に実施する。			
2. 第一ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	2. ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	電気課長	・女川では、ガスタービン発電設備緊油タンクについては、6.6-1.2-7にて管理する。			
3. 第一ガスタービン発電機用燃料タンクの油量が20kL以上であることを確認する。ただし、第一ガスタービン発電機の運転中及び運転終了後1.2時間を除く。	1ヶ月に1回	当直長	3. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプを起動し、動作可能なことを確認する。	1ヶ月に1回	電気課長	・女川では、ガスタービン発電設備緊油タンクについては、6.6-1.2-7にて管理する。			
4. 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長							
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置					
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間		
運転	A. 常設代替交流電源設備による電源系が動作不能の場合	A1. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備***3が動作可能であることを確認する。 A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備***4が動作可能であることを確認する。 A1. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	3日間	A. 常設代替交流電源設備が動作不能の場合	A. 常設代替交流電源設備が動作不能の場合	(A系、B系または高压炉心ブレイ系)を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備***3が動作可能であることを確認する。	3日間	・女川では、常設代替交流電源設備に対するC設備がないため、D設備による要求される措置のみを記載。 (柏崎は6.7号炉の複数号炉申請であることから、号炉間電力融通ケーブルを使用したM/C(C)系又はM/C(D)系の受電をS/A設備としているのに対し、女川は2号炉のみの単独号炉申請であることから、号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機による非常用交流高压源母線2C系又は	
起動	高溫停止	及び	10日間	運転	起動	高溫停止	3日間	・A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台(A系、B系または高压炉心ブレイ系)を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備***3が動作可能であることを確認する。	
		又は						A2. 発電課長は、当該機能を補完する自立対策設備***5が動作可能であることを確認する。	
		及び						A2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自立対策設備***5が動作可能であることを確認する。	
								A2. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	
								A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年1月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
B. 条件Aで要求数の備置を完了する場合	状態に復旧する。		一旦する。	
A. 常設代替交流電源設備による電源系が動作不能の場合	<p>B1. 当直長は、高温停止にする。 B2. 当直長は、冷温停止にする。</p> <p>A1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>又は A3. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する。 A3. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※5が動作可能であることを確認する。</p> <p>冷温停止 燃料交換</p>	<p>24時間 36時間</p> <p>速やかに 速やかに</p> <p>速やかに 速やかに</p> <p>速やかに 速やかに</p>	<p>B1. 充電課長は、高温停止にする。 B2. 充電課長は、冷温停止にする。</p> <p>A1. 充電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 充電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧ポンプ系）を起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>冷温停止 燃料交換</p>	<p>24時間 36時間</p> <p>速やかに 速やかに</p>
			<p>※3 : 残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※4 : 号炉間電力融通ケーブルを使用したM/C(C)系又はM/C(D)系の受電をいい、当該系統で要求される準備時間を満足させるための補完措置を含む。</p> <p>※5 : 第二代替交流電源設備（第二ガスタービン発電機）をいい、当該系統で要求される準備時間を満足させるための補完措置を含む。</p> <p>※6 : 号炉間電力融通ケーブルを接続する等の補完措置を含む。なお、6号炉側の電路が自主対策設備であることから、号炉間電力融通ケーブルを使用した場合の復旧までの完了時間は10日間となる。</p>	<p>※4 : 号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機(A系またはB系)による非常用交流高压電源母線2C系または2D系の受電(号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した場合または号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した場合)をいい、当該系統で要求される準備時間を満足させるためにケーブルを接続する等の補完措置を含む。</p> <p>※5 : 第二代替交流電源設備(第二ガスタービン発電機)を自主対策設備としている。</p> <p>※6 : 号炉間電力融通ケーブルの常設代替交流電源設備に対するC設備がないため、D設備による要求される措置のみを記載。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
		<p>融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機による非常用交流高压電源母線2C系又は2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合）を自主対策設備としている。）</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
※赤字：会計基準の相違（実質的な相違なし）

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

(3) 要求される措置					
適用される 原 原子炉 の 状 态		条 件	要求される措置	完了時間	
運転		A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源系統が2系列未満	A 1. 当直長は、残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。 A 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認することとともに、その他設備※5が動作可能であることを確認する。	速やかに	<p>A1. 防災課長は、残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。</p> <p>A2. 登電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高压戸内システム）を起動し、動作可能であることを確認することとともに、その他設備※5が動作可能であることを確認する。</p>
起動		及び 1系列以上の場合	及び	速やかに	<p>A3.1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する。</p> <p>A3.2. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※7が使用可能であることを確認する。</p>
高温停止			運転 起動 高溫停止	速やかに	<p>A3.3. 防災課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>A3.4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>
A 3. 当直長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。		及び		10日間	<p>A1. 防災課長は、可搬型代替交流電源設備に対するC設備及びD設備があるため、要求される措置を記載。</p>
A 4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。				30日間	<p>A2. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案			
		適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	差異理由
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬 型代替交流電源 設備による電源 系が2系列未満 の場合 及び	A.1. 当直長は、当該系統を動作可能な 状態に復旧する措置を開始する。 A.2. 当直長は、非常用ディーゼル発電 機1台を起動し、動作可能である ことを確認する。 及び	速やかに 速やかに	<p>A. 動作可能な可搬型 代替交流電源設備 が2系列未満の場合</p> <p>A1. <u>防災課長</u>は、当該系統を動作可能な状態に 復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A2. <u>登電課長</u>は、非常用ディーゼル発電機1 台（A系、B系または高圧炉心スプレイ 系）を起動し、動作可能であることを確認 する。</p> <p>および</p> <p>A3. 1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を 持つ重大事故等対応設備^{※6}が動作可能で あることを確認する。 または</p> <p>A3. 2. 防災課長は、当該機能を補完する自主 対策設備^{※7}が使用可能であることを確認 する。</p> <p>または</p> <p>A3. 3. <u>防災課長</u>は、代替措置^{※8}を検討し、原 子炉主任技術者の確認を得て実施する措 置を開始する。</p>	<p>速やかに 速やかに</p> <p>速やかに 速やかに</p> <p>速やかに 速やかに</p> <p>速やかに 速やかに</p> <p>速やかに 速やかに</p> <p>速やかに 速やかに</p>

※5：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※6：常設代替交流電源設備をいう。

※7：号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機（A系またはB系）
による非常用交流電源母線2C系または2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル
(常設)を使用した場合または号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した場合）を
いう。

※8：代替品の補充等。

保安規定比較表

6 6 - 1 2 - 3 号炉間電力融通電気設備		柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）																						
(1) 運転上の制限		女川では、対象設備なし																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>号炉間電力融通電気設備</td> <td>所要数が使用可能であること</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	号炉間電力融通電気設備	所要数が使用可能であること																			
項目	運転上の制限																							
号炉間電力融通電気設備	所要数が使用可能であること																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>号炉間電力融通ケーブル（常設）</td> <td>1セット※1</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>号炉間電力融通ケーブル（常設）</td> <td>1セット※1</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>号炉間電力融通ケーブル（可搬型）</td> <td>1セット※1</td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料交換</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転	号炉間電力融通ケーブル（常設）	1セット※1	起動	号炉間電力融通ケーブル（常設）	1セット※1	高温停止	号炉間電力融通ケーブル（可搬型）	1セット※1	低温停止			冷温停止			燃料交換			<p>※1 : 1セットとは、1相分1本の3相分3本をいいう。</p>	
適用される原子炉の状態	設備	所要数																						
運転	号炉間電力融通ケーブル（常設）	1セット※1																						
起動	号炉間電力融通ケーブル（常設）	1セット※1																						
高温停止	号炉間電力融通ケーブル（可搬型）	1セット※1																						
低温停止																								
冷温停止																								
燃料交換																								
(2) 確認事項		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 号炉間電力融通ケーブル（常設）が使用可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>2. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	担当	1. 号炉間電力融通ケーブル（常設）が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	2. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM												
項目	頻度	担当																						
1. 号炉間電力融通ケーブル（常設）が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長																						
2. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																						
<p>・柏崎は6、7号炉の複数号炉申請であることから、号炉間電力融通ケーブルを使用したM/C(C)系又はM/D(C)系の受電をSA設備としているのに對し、女川は2号炉のみの単独号炉申請であることから、号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機による非常用交流高圧電源母線2C系又は2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合）は、自主対策設備としている。</p>																								

保安規定比較表

(3) 要求される措置				女川2号炉案
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	差異理由
運転	A. 所要数を満足していない場合	<p>A 1. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※1が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※2が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>A 1. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	3日間	
起動		<p>A 2. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※1が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>A 2. 2. 1. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※3が動作可能であることを確認する。</p>	30日間	
高温停止		<p>A 2. 2. 2. 当直長は、代替措置※4を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>又は</p> <p>A 2. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	3日間	
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>B 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	10日間	
冷温停止	A. 所要数を満足しない場合	<p>A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p>	24時間	
燃料交換			36時間	速やかに

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）		女川2号炉案	
			差異理由
A 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。 及び A 3. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。 又は A 3. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する。	A 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。 及び A 3. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。 又は A 3. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	

※1：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※2：常設代替交流電源設備（第一ガスタービン発電機）をいう。

※3：第二代替交流電源設備（第二ガスタービン発電機）をいう。

※4：代替品の補充等。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

（実質的な相違あり） 各種等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

<p>柏崎刈羽 7号炉 (令和2年1月9日施行)</p> <p>(2) 確認事項</p>	<p>女川 2号炉案</p> <p>差異理由</p> <p>蓄電式直流電源」と「常設代替直流電源設備」又は「可搬型代替直流電源設備」から給電可能であることから、「6.6-9-4 使用済燃料ブール監視設備」の運転上の制限の確認は不要である。</p>
<p>(2) 確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	
<p>担当</p>	
<p>（2）確認事項</p>	
<p>項目</p>	
<p>頻度</p>	

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			差異理由		
適用される原子炉状態	条件	要求される措置	適用される原子炉状態	条件	要求される措置	完了時間	完了時間	
運転起動 高温停止	A.蓄電池が動作不能の場合	A 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 A 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 A 3. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	速やかに	A.蓄電池が動作不能の場合	A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機※2を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	速やかに	3日間	3日間
	B.充電器が動作不能の場合	B 1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることを確認する。 B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。 B 3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。 B 4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 転起動 高温停止	B.充電器が動作不能の場合	B1. 発電課長は、12.5V蓄電池2A、12.5V蓄電池2Bおよび12.5V代替蓄電池が健全であることを確認する。 B2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機※1を起動し、動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する12.5V充電器が健全であることを確認する。 および B3. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、充電器※4が健全であることを確認する。 および B4. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに	30日間	30日間
	C.条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 C 2. 当直長は、冷温停止にする。	30日間	C.条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 C2. 発電課長は、冷温停止にする。	30日間	24時間 および 36時間	

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案			
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	要求される措置
冷温停止 燃料交換	A. 蓄電池が動作不能の場合 A 1. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 B. 充電器が動作不能の場合 B 1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。		速やかに	A. 蓄電池が動作不能の場合 A1. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 B. 充電器が動作不能の場合 B1. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B3. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、充電器 ^{※4} が健全であることを確認する。	速やかに
					<p>※2 : 1.25V蓄電池A系が動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機A系とし、1.25V蓄電池B系とする。</p> <p>※3 : 1.25V蓄電池2Aが動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機B系とする。</p> <p>※4 : 1.25V充電器2Aが動作不能の場合は、1.25V充電器2Bおよび1.25V代替充電器上に1.25V充電器2Bが動作不能の場合は、1.25V充電器2Aおよび1.25V代替充電器とする。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

6 6 - 1 2 - 4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備	柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行）	女川 2 号炉案	差異理由
(1) 運転上の制限	6 6 - 1 2 - 4 常設代替直流電源設備	6 6 - 1 2 - 4 常設代替直流電源設備	TS-25 6 6 - 1 2 - 4 常設代替直流 電源設備
(1) 運転上の制限	運転上の制限	運転上の制限	・女川では所内常設 蓄電式直流電源設 備を 6 6 - 1 2 - 3 にて管理する。
項目	項目	項目	
所内蓄電式 直流電源設備 ^{*1} 及び 常設代替 直流電源設備 ^{*2}	所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電 源系が動作可能であること	常設代替直流電源設備が動作可能であること	
適用される 原子炉の状態	設 備	設 備	所要数
運 転	直流 1 2 5 V 充電器 A ^{*3}	運 転	1 個
起 動	直流 1 2 5 V 蓄電池 A ^{*3}	起 動	1 組
高温停止	直流 1 2 5 V 充電器 A - 2 ^{*3}	高温停止	1 個
冷温停止	直流 1 2 5 V 蓄電池 A - 2 ^{*3}	冷温停止	1 組
燃料交換	AM用直流 1 2 5 V 充電器 ^{*4}	燃料交換	1 個
	AM用直流 1 2 5 V 蓄電池 ^{*4}		1 組
		運 転	1 組
		起 動	2 5 0 V 蓄電池 ^{*1}
		高温停止	
※ 1 : 所内蓄電式直流電源設備とは、直流 1 2 5 V 充電器 A、直流 1 2 5 V 蓄電池 A、直流 1 2 5 V 充電器 A - 2、AM用直流 1 2 5 V 充電器及び AM 用直流 1 2 5 V 蓄電池をいう。	※ 2 : 常設代替直流電源設備とは、AM用直流 1 2 5 V 充電器及び AM用直流 1 2 5 V 蓄電池をいう。	※ 1 : 所内蓄電式直流電源設備とは、直流 1 2 5 V 充電器 A、直流 1 2 5 V 蓄電池 A、直流 1 2 5 V 充電器 A - 2、AM用直流 1 2 5 V 充電器及び AM 用直流 1 2 5 V 蓄電池をいう。	※ 2 : 常設代替直流電源設備とは、AM用直流 1 2 5 V 充電器及び AM用直流 1 2 5 V 蓄電池をいう。
適用される 原子炉の状態	設 備	設 備	所要数
運 転	直流 1 2 5 V 充電器 A ^{*3}	運 転	1 個
起 動	直流 1 2 5 V 蓄電池 A ^{*3}	起 動	1 組
高温停止	直流 1 2 5 V 充電器 A - 2 ^{*3}	高温停止	1 個
冷温停止	直流 1 2 5 V 蓄電池 A - 2 ^{*3}	冷温停止	1 組
燃料交換	AM用直流 1 2 5 V 充電器 ^{*4}	燃料交換	1 個
	AM用直流 1 2 5 V 蓄電池 ^{*4}		1 組
		運 転	1 組
		起 動	2 5 0 V 蓄電池 ^{*1}
		高温停止	
・女川では所内常設 蓄電式直流電源設 備を 6 6 - 1 2 - 3 にて管理する。	・常設代替直流電 源設備は、所内常設 蓄電式直流電源設 備を 6 6 - 1 2 - 3 にて管理する。	・常設代替直流電 源設備は、所内常設 蓄電式直流電源設 備を 6 6 - 1 2 - 3 にて管理する。	・常設代替直流電 源設備は、所内常設 蓄電式直流電源設 備を 6 6 - 1 2 - 3 にて管理する。
・原子炉運転中に機 能が要求される低 圧代替注水系（常 用ディーゼル発電機 その 1）及び保安 規定第 62 条（直流 電源その 1）と同 期間を LCO 適用期 間として設定す る。適用される原 子炉の状態につい ては、別紙 66-4-2 (1) を参照。	・常設代替直流電 源設備は、所内常設 蓄電式直流電源設 備を 6 6 - 1 2 - 3 にて管理する。	・常設代替直流電 源設備は、所内常設 蓄電式直流電源設 備を 6 6 - 1 2 - 3 にて管理する。	・常設代替直流電 源設備は、所内常設 蓄電式直流電源設 備を 6 6 - 1 2 - 3 にて管理する。

※※※ 1 : 所内蓄電式直流水源設備とは、直流1.25V充電器A、直流1.25V蓄電池A、直流1.25V充電器A-2、直流1.25V蓄電池A-2、AM用直流1.25V充電器及OFAM

※2 : 常設代替直流水源設備とは、AM用直流125V充電器及びAM用直流125V蓄電池

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>※1：当該系統が動作不能時は、「6 6 – 4 – 2 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：当該系統が動作不能時は、「第6 2条 直流電源その2」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：当該系統が動作不能時は、「6 6 – 9 – 3 使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>※1：当該系統が動作不能時は、「6 6 – 4 – 2 (低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）)」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：当該系統が動作不能時は、「6 6 – 4 – 2 の運転上に電源を供給するための設備であることを、当該系統が動作不能時は、6 6 – 4 – 2 の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：当該系統は既存条文の直流電源系を兼ねていないので記載不要。</p> <p>※4：当該系統が動作不能時は、「6 6 – 9 – 3 使用済燃料プール監視設備」のうち、直流電源負荷である「使用済燃料プール水位／温度（ヒートセーフモード）」及び「使用済燃料プール上部空間放熱線モニタ（高錆量、低錆量）」は、「所内常設蓄電式直流電源」及び「常設代替直流電源設備」から給電可能であることから、「6 6 – 9 – 4 使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限の確認は不要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 6 6 – 4 – 2 (低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）) の運転上の制限も確認する。 女川では、当該系統は既存条文の直流電源系を兼ねていないので記載不要。 女川の「使用済燃料プール監視設備」のうち、直流電源負荷である「使用済燃料プール水位／温度（ヒートセーフモード）」及び「使用済燃料プール上部空間放熱線モニタ（高錆量、低錆量）」は、「所内常設蓄電式直流電源」及び「常設代替直流電源設備」から給電可能であることから、「6 6 – 9 – 4 使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限の確認は不要である。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

(2) 確認事項					女川2号炉案																																											
(2) 確認事項					差異理由																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 (蓄電池及び充電器) の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>運転評価GM</td> <td>1. <u>1.2 5 V代替蓄電池</u>の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td><u>電気課長</u></td> </tr> <tr> <td>2. 直流 <u>1.2 5 V</u>蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 8 V</u>以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> <td>2. <u>2.5 0 V</u>蓄電池の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td><u>電気課長</u></td> </tr> <tr> <td>3. 直流 <u>1.2 5 V</u>蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 6 V</u>以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> <td>3. <u>1.2 5 V代替蓄電池</u>の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 8 V</u>以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td><u>送電課長</u></td> </tr> <tr> <td>4. AM用直流 <u>1.2 5 V</u>蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 8 V</u>以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> <td>4. <u>2.5 0 V</u>蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>2.4 8 V</u>以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td><u>送電課長</u></td> </tr> <tr> <td>5. 直流 <u>1.2 5 V</u>充電器A及び直流 <u>1.2 5 V</u>充電器A-2の出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. AM用直流 <u>1.2 5 V</u>充電器の出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 (蓄電池及び充電器) の機能を確認する。	定事検停止時	運転評価GM	1. <u>1.2 5 V代替蓄電池</u> の機能を確認する。	定事検停止時	<u>電気課長</u>	2. 直流 <u>1.2 5 V</u> 蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 8 V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	2. <u>2.5 0 V</u> 蓄電池の機能を確認する。	定事検停止時	<u>電気課長</u>	3. 直流 <u>1.2 5 V</u> 蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 6 V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	3. <u>1.2 5 V代替蓄電池</u> の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 8 V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	<u>送電課長</u>	4. AM用直流 <u>1.2 5 V</u> 蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 8 V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	4. <u>2.5 0 V</u> 蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>2.4 8 V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	<u>送電課長</u>	5. 直流 <u>1.2 5 V</u> 充電器A及び直流 <u>1.2 5 V</u> 充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長				6. AM用直流 <u>1.2 5 V</u> 充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長			
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当																																											
1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 (蓄電池及び充電器) の機能を確認する。	定事検停止時	運転評価GM	1. <u>1.2 5 V代替蓄電池</u> の機能を確認する。	定事検停止時	<u>電気課長</u>																																											
2. 直流 <u>1.2 5 V</u> 蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 8 V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	2. <u>2.5 0 V</u> 蓄電池の機能を確認する。	定事検停止時	<u>電気課長</u>																																											
3. 直流 <u>1.2 5 V</u> 蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 6 V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	3. <u>1.2 5 V代替蓄電池</u> の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 8 V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	<u>送電課長</u>																																											
4. AM用直流 <u>1.2 5 V</u> 蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が <u>1.2 8 V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	4. <u>2.5 0 V</u> 蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が <u>2.4 8 V</u> 以上であることを確認する。	1週間に1回	<u>送電課長</u>																																											
5. 直流 <u>1.2 5 V</u> 充電器A及び直流 <u>1.2 5 V</u> 充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長																																														
6. AM用直流 <u>1.2 5 V</u> 充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長																																														
<p>・女川では、<u>2.5 0 V</u>蓄電池は本系統の構成であるため確認事項を記載している。</p>																																																

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

(3) 要求される措置		(3) 要求される措置			差異理由	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	要求される措置	完了時間	
運転起動 高温停止	A. 蓄電池が動作不能の場合	<p>A 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。</p>	速やかに 3日間 3日間 3日間	<p>A1. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機(A系またはB系)を起動し、動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する1.25V充電器が健全であることを確認することを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、1.25V代替充電器が健全であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。</p>	速やかに 3日間 3日間 3日間	<p>・女川では、非常用ディーゼル発電機2台及び1.25V充電器2A、2Bを確認することをしている。 (柏崎：非常用ディーゼル発電機A系を確認する。)</p> <p>・女川では、非常用ディーゼル発電機から1.25V代替充電器へは給電できないため、1.25V充電器をγ設備とする。</p>

(3) 要求される措置		(3) 要求される措置			差異理由	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	要求される措置	完了時間	
運転起動 高温停止	A. 蓄電池が動作不能の場合	<p>A 1.25V代替蓄電池が動作不能の場合</p> <p>(A系またはB系)を起動し、動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する1.25V充電器が健全であることを確認することを確認する。</p> <p>および</p> <p>A 2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、1.25V代替充電器が健全であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A 3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。</p>	速やかに 3日間 3日間 3日間	<p>B1. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機(A系またはB系)を起動し、動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する1.25V充電器が健全であることを確認することを確認する。</p> <p>および</p> <p>B2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、1.25V代替充電器が健全であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>B3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。</p>	速やかに 3日間 3日間 3日間	<p>・女川では、2.50V蓄電池は本系統の構成であるため要求される措置を記載している。</p> <p>・女川では、機能を代替する設備基準事故対応設備である1.25V充電器2A及び2Bもγ設備とする。(1.25V充電器2A及び2Bが動作可能であれば、2.50V直流負荷である直流駆動低圧注水系ポンプを必要とする事象に至らないことから、当該設備を確認する。)</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年1月9日施行）			
女川2号炉案			
B. 充電器が動作不能の場合	<p>B 1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>30日間</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>30日間</p>
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>C 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>C 2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	<p>24時間</p> <p>36時間</p>	<p>C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。</p>
			<p>24時間</p> <p>36時間</p>

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
冷温停止 燃料交換	A. 蓄電池が動作不能の場合	<p>A 1. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p>
	B. 充電器が動作不能の場合	<p>B 1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p>

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
	A. 1 2 5 V代替蓄電池が動作不能の場合	<p>A1. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、1 2 5 V代替充電器が健全であることを確認する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p>

※2：残りの非常用ディーゼル発電機および1 2 5 V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

・女川では、非常用ディーゼル発電機2台及び1 2 5 V充

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）	女川 2 号炉案	差異理由
	電器 2 A, 2 B を 確認することとしている。	電器 2 A, 2 B を 確認することとしている。

赤字 : 設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字 : 記載表現
 下線 : 旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

6 6 - 1 2 - 5 可搬型直流電源設備		柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）		女川 2 号炉案	
(1) 運転上の制限		6 6 - 1 2 - 5 可搬型代替直流電源設備		TS-25 6 6 - 1 2 - 5 可搬型代替直流電源設備	
(1) 運転上の制限		運転上の制限		差異理由	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	差異理由	
可搬型直流電源設備	可搬型直流電源設備による電源系が動作可能であること	可搬型代替直流電源設備	可搬型代替直流電源設備が動作可能であること		
適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	設備	所要数	所要数
運転起動	AM用直流125V充電器	運転起動	1.25V代替蓄電池	※1	※1
高温停止	電源車	高温停止	1.25V代替充電器	※2	1個
低温停止	タンクローリ(4kL)	低温停止	電源車	※3	※2
燃料交換	軽油タンク	冷温停止	軽油タンク	※3	※3
		燃料交換	ガスチービン発電設備燃料タンク	※3	
			タンクローリ	※3	
			2.50V蓄電池	※1	
			2.50V充電器	1個	
運動	電源車	運動	2.50V蓄電池	※2	
高溫停止	タンクローリ	高溫停止	電源車	※3	
低温停止		低温停止	ガスチービン発電設備燃料タンク	※3	
燃料交換		燃料交換	タンクローリ	※3	

※1 : 「6 6 - 1 2 - 4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※2 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ※3 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

※1 : 「6 6 - 1 2 - 4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※2 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ※3 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

※1 : 「6 6 - 1 2 - 4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ※2 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ※3 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

※1 : 「6 6 - 1 2 - 4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ※2 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ※3 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

(2) 確認事項							女川2号炉案																																																			
(2) 確認事項							差異理由																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 (蓄電池及び充電器)</td> <td>定事検停止時</td> <td>運転評価GM</td> <td>1. <u>1.25V代替充電器</u>の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気課長</td> </tr> <tr> <td>2. 直流1.25V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が1.28V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> <td>2. <u>2.50V充電器</u>の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気課長</td> </tr> <tr> <td>3. 直流1.25V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が1.26V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. AM用直流1.25V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が1.28V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. <u>直流1.25V充電器A及び直流1.25V充電器A-2の出力電圧を確認する。</u></td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> <td>3. <u>1.25V代替充電器</u>の出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>6. AM用直流1.25V充電器の出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直長</td> <td>4. <u>2.50V充電器</u>の出力電圧を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>							項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 (蓄電池及び充電器)	定事検停止時	運転評価GM	1. <u>1.25V代替充電器</u> の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	2. 直流1.25V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が1.28V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	2. <u>2.50V充電器</u> の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	3. 直流1.25V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が1.26V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長				4. AM用直流1.25V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が1.28V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長				5. <u>直流1.25V充電器A及び直流1.25V充電器A-2の出力電圧を確認する。</u>	1週間に1回	当直長	3. <u>1.25V代替充電器</u> の出力電圧を確認する。	1週間に1回	発電課長	6. AM用直流1.25V充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長	4. <u>2.50V充電器</u> の出力電圧を確認する。	1週間に1回	発電課長	<p>・女川では、250V充電器を本系統の構成設備としているため確認事項を記載。</p>									
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当																																																					
1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 (蓄電池及び充電器)	定事検停止時	運転評価GM	1. <u>1.25V代替充電器</u> の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長																																																					
2. 直流1.25V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が1.28V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	2. <u>2.50V充電器</u> の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長																																																					
3. 直流1.25V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が1.26V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																																								
4. AM用直流1.25V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が1.28V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																																								
5. <u>直流1.25V充電器A及び直流1.25V充電器A-2の出力電圧を確認する。</u>	1週間に1回	当直長	3. <u>1.25V代替充電器</u> の出力電圧を確認する。	1週間に1回	発電課長																																																					
6. AM用直流1.25V充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長	4. <u>2.50V充電器</u> の出力電圧を確認する。	1週間に1回	発電課長																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される措置</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 要求される措置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A. 常設交流電源設備が動作不能の場合</td> <td>運転起動</td> <td>A. 蓄電池が動作不能の場合</td> <td>完了時間 (略)</td> <td>完了時間</td> </tr> <tr> <td>B. 充電器が動作不能の場合</td> <td>高溫停止</td> <td>B 1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることを確認する。 B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であるとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。</td> <td>A1. <u>1.25V代替蓄電器</u>が動作不能の場合 A2. <u>1.25V代替蓄電池2A</u>及び<u>1.25V代替蓄電池2B</u>が健全であることを確認する。 B1. <u>1.25V代替蓄電池2A</u>及び<u>1.25V代替蓄電池2B</u>が健全であることを確認する。</td> <td>運転起動 高溫停止 運転停止</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>及び</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>B 3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。</td> <td></td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>及び</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>B 4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。</td> <td></td> <td>30日間</td> </tr> </tbody> </table>							適用される措置	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	(3) 要求される措置					A. 常設交流電源設備が動作不能の場合	運転起動	A. 蓄電池が動作不能の場合	完了時間 (略)	完了時間	B. 充電器が動作不能の場合	高溫停止	B 1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることを確認する。 B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であるとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。	A1. <u>1.25V代替蓄電器</u> が動作不能の場合 A2. <u>1.25V代替蓄電池2A</u> 及び <u>1.25V代替蓄電池2B</u> が健全であることを確認する。 B1. <u>1.25V代替蓄電池2A</u> 及び <u>1.25V代替蓄電池2B</u> が健全であることを確認する。	運転起動 高溫停止 運転停止			及び					B 3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。		3日間			及び					B 4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。		30日間	<p>・女川では、非常用ディーゼル発電機2台及び1.25V充電器2A、2Bを確認することとしている。 (柏崎：非常用ディーゼル発電機A系を確認する。)</p>											
適用される措置	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																																																						
(3) 要求される措置																																																										
A. 常設交流電源設備が動作不能の場合	運転起動	A. 蓄電池が動作不能の場合	完了時間 (略)	完了時間																																																						
B. 充電器が動作不能の場合	高溫停止	B 1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることを確認する。 B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であるとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。	A1. <u>1.25V代替蓄電器</u> が動作不能の場合 A2. <u>1.25V代替蓄電池2A</u> 及び <u>1.25V代替蓄電池2B</u> が健全であることを確認する。 B1. <u>1.25V代替蓄電池2A</u> 及び <u>1.25V代替蓄電池2B</u> が健全であることを確認する。	運転起動 高溫停止 運転停止																																																						
		及び																																																								
		B 3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。		3日間																																																						
		及び																																																								
		B 4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。		30日間																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される措置</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 要求される措置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A. 常設交流電源設備が動作可能であることを確認する。</td> <td>運転起動</td> <td>A. <u>1.25V代替蓄電池2A</u>及び<u>1.25V代替蓄電池2B</u>が健全であることを確認する。</td> <td>運転起動</td> <td>運転起動</td> </tr> <tr> <td>B. 充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td>高溫停止</td> <td>B1. <u>1.25V代替蓄電池2A</u>及び<u>1.25V代替蓄電池2B</u>が健全であることを確認する。</td> <td>高溫停止</td> <td>高溫停止</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>及び</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>B 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>及び</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>B 3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。</td> <td></td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>及び</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>B 4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。</td> <td></td> <td>30日間</td> </tr> </tbody> </table>							適用される措置	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	(3) 要求される措置					A. 常設交流電源設備が動作可能であることを確認する。	運転起動	A. <u>1.25V代替蓄電池2A</u> 及び <u>1.25V代替蓄電池2B</u> が健全であることを確認する。	運転起動	運転起動	B. 充電器が動作可能であることを確認する。	高溫停止	B1. <u>1.25V代替蓄電池2A</u> 及び <u>1.25V代替蓄電池2B</u> が健全であることを確認する。	高溫停止	高溫停止			及び					B 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。					及び					B 3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。		3日間			及び					B 4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。		30日間	<p>・女川では、非常用ディーゼル発電機2台及び1.25V充電器2A、2Bを確認することとしている。 (柏崎：非常用ディーゼル発電機A系を確認する。)</p>	
適用される措置	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																																																						
(3) 要求される措置																																																										
A. 常設交流電源設備が動作可能であることを確認する。	運転起動	A. <u>1.25V代替蓄電池2A</u> 及び <u>1.25V代替蓄電池2B</u> が健全であることを確認する。	運転起動	運転起動																																																						
B. 充電器が動作可能であることを確認する。	高溫停止	B1. <u>1.25V代替蓄電池2A</u> 及び <u>1.25V代替蓄電池2B</u> が健全であることを確認する。	高溫停止	高溫停止																																																						
		及び																																																								
		B 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。																																																								
		及び																																																								
		B 3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。		3日間																																																						
		及び																																																								
		B 4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。		30日間																																																						

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案	差異理由
	B. 2.50 V充電器 が動作不能の 場合	Bl. 充電課長は、1.25 V蓄電池2 A、1.25 V蓄電池2 Bおよび2.50 V蓄電池が健全 であることを確認する。 B2. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電 機(A系またはB系)を起動し動作可能であ ることを確認するとともに、動作確認した非 常用ディーゼル発電機に接続する1.25 V 充電器が健全であることをおよびその他の設 備*** ⁴ が動作可能であることを確認する。 および	速やかに 速やかに	・女川では、2.50 V 充電器を本系統の 構成設備としてい るため要求される 措置を記載。	
C. 条件A又はB で要求される 措置を完了時 間に達成で きない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 及び C 2. 当直長は、冷温停止にする。 C 1. 当直長は、高温停止にする。 3 6時間 3 6時間	2 4時間 3 6時間	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	2 4時間 3 6時間	・女川では、2.50 V充電器を動作可能な状態 に復旧する。
冷温停止 燃料交換	A. 蓄電池が動作 不能の場合 B. 充電器が動作 不能の場合	(略) B 1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に 復旧する措置を開始する。 B 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動 作可能であることを確認するとともに、 残りの充電器が健全であることを 確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	A. 1.25 V代替充 電器が動作不 能の場合 A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備 が動作可能であることを確認するとともに、 1.25 V充電器2 Aおよび1.25 V充電器 2 Bが健全であることを確認する。	・女川では、2.50 V充 電器2 A、2 Bを 確認することとし ている。 (柏崎：非常用デ ィーゼル発電機A 系を確認する。)
		※4：残りの非常用ディーゼル発電機および1.25 V充電器をいい、最近の記録等により動作可能で あることを確認する。			・女川では、非常用デ ィーゼル発電機2 台及び1.25 V充 電器2 A、2 Bを 確認することとし ている。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

6 6 – 1 2 – 6 代替所内電気設備		柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）		6 6 – 1 2 – 6 代替所内電気設備		女川 2 号炉案		差異理由					
(1) 運転上の制限													
項目		運転上の制限					運転上の制限						
代替所内電気設備		代替所内電気設備※ ¹ からの給電系が使用可能であること※ ²					代替所内電気設備が使用可能であること※ ¹ ※ ²						

保安規定比較表

(3) 要求される措置				女川2号炉案			
				(3) 要求される措置			
適用される原子炉状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 緊急用断路器 が動作不能の 場合	A 1. 当直長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみます。	速やかに	A. ガスタービン発電機接続盤が動作不能とみます。	A1. 発電課長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみます。	速やかに	る。
	B. 代替所内電気設備による電源系が動作不能の 場合	B 1. 当直長は、非常用所内電気設備が動作可能であることを確認する。 B 2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	B. 代替所内電気設備が動作不能の 場合	B1. 発電課長は、非常用所内電気設備が動作可能であることを確認する。 B2. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	
	C. 条件Bで要求される措置を完了 時間内に達成 できない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 C 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	C. 条件Bで要求される措置を完了 時間内に達成	C1. 発電課長は、高温停止にする。 C2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	
冷温停止 燃料交換	A. 緊急用断路器 が動作不能の 場合	A 1. 当直長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみます。	速やかに	A. ガスタービン発電機接続盤が動作不能とみます。	A1. 発電課長は、常設代替交流電源設備を動作不能とみます。	速やかに	
	B. 代替所内電気設備による電源系が動作不能の 場合	B 1. 当直長は、当該系統を動作可能な 状態に復旧する措置を開始する。 B 2. 当直長は、非常用所内電気設備が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	B. 代替所内電気設備が動作不能の 場合	B1. 発電課長は、当該措置を開始する。 B2. 発電課長は、非常用所内電気設備が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

(2) 確認事項				女川2号炉案			
項目	頻度	担当		項目	頻度	担当	差異理由
1. 6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基以上が第6条で定める軽油タンクレベルを満足していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長		1. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。 2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。 3. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。 4. タンクローリーが動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回 3ヶ月に1回	発電課長 発電課長 発電課長 防災課長	
2. タンクローリー(4kL)が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM					
3. タンクローリー(16kL)が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM					
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置			
A. 軽油タンクが所要数を満足していない場合	当直長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	A.1. 当直長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	完了時間 2日間	A. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足しない場合	A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	完了時間 2日間	
B. 動作可能なタンクローリー(4kL)が所要数を満足していない場合	当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	B1. 当直長は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足していない場合	完了時間 2日間	B. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足していない場合	B1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	完了時間 2日間	
C. 動作可能なタンクローリー(16kL)が所要数を満足していない場合	当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	C1. 当直長は、ガススタービン発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	完了時間 2日間	C. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足していない場合	C1. 発電課長は、ガススタービン発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	完了時間 2日間	
D. 条件Aで要求される措置を満足できない場合	当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	D1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	完了時間 2日間	D. 動作可能なタンクローリーが所要数を満足していない場合	D1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 D2. 防災課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※9。	完了時間 2日間	
E. 条件A, B, CまたはDで要求される措置を完了した場合	当直長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※8。	E. 条件A, B, CまたはDで要求される措置を完了した場合	当直長は、代替措置※7を動作不能※11とみなす。	E. 条件A, B, CまたはDで要求される措置を完了した場合	E1. 防災課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備※10を動作不能※11とみなす。	当直長は、代替措置※7を動作不能※11とみなす。	速やかに

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、各項等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
		場合		
E. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E 1. 当直長は、タンクローリ (4 k L) による燃料補給をする重大事故等対処設備 ^{※7} を動作不能 ^{※8} とみなす。	速やかに		
F. 条件Cで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	F 1. 当直長は、タンクローリ (16 k L) による燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※7} を動作不能 ^{※8} とみなす。	速やかに		

※5：代替品の補充等をいう。
 ※6：2日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件E及びFには移行しない。
 ※7：燃料補給を有する重大事故等対処設備とは、以下をいう。
 タンクローリ (4 k L)；可搬型代替注水ポンプ (A-1級)；可搬型代替注水ポンプ (A-2級)；大容量送水ポンプ (タイプI)；モニタリングボスト用発電機及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備。
 タンクローリ (16 k L)；第一ガスタービン発電機。

※8：燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。

※9：2日間以内に代替措置が完工した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件Eには移行しない。

※10：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、以下をいう。
 電源車、大容量送水ポンプ (タイプI)；熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置および大容量送水ポンプ (タイプII)；ガススタービン発電機

※11：燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。

保安規定比較表

表6 6－1 6 緊急時対策所 6 6－1 6－1 緊急時対策所の居住性確保（対策本部）		柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	表6 6－1 6 緊急時対策所 6 6－1 6－1 緊急時対策所の居住性確保	女川2号炉案 女川2号炉案	差異理由
(1) 運転上の制限					TS-25 6 6－1 6 - 1 緊急時対策所の居住性確保
項目	運転上の制限	(1) 緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）が動作可能であること※1	運転上の制限	(1) 緊急時対策所非常用送風機および緊急時対策所非常用フィルタ装置が動作可能であること※1	・女川では、放射性雲通過時の10時間加圧において、CO2濃度が許容値を満足するため、二酸化炭素吸収装置は設置不要 (別紙 66-16-1 (1) 参照)
被ばく低減設備	被ばく低減設備	(2) 緊急時対策所非常用送風機および緊急時対策所非常用フィルタ装置が動作可能であること※1	被ばく低減設備	(2) 緊急時対策所非常用送風機および緊急時対策所非常用フィルタ装置が動作可能であること※1	・女川では、乾電池内蔵型照明をチエンジングエリア用資機材として整理（保管規定第17条の6（資機材等の整備）にて管理）
その他設備	その他設備	その他の設備	その他の設備	緊急時対策所可搬型エリアモニタの所要数が動作可能であること	・女川は、乾電池内蔵型照明をチエンジングエリア用資機材として整理（保管規定第17条の6（資機材等の整備）にて管理）
適用される原子炉の状態	適用される原子炉の状態	所要数※4	所要数	所要数	・女川では、放射性雲通過時の10時間加圧において、CO2濃度が許容値を満足するため、二酸化炭素吸収装置は設置不要 (別紙 66-16-1 (1) 参照)
運転起動高温停止 炉心変更時※5	運転起動 高温停止 炉心変更時※5 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ） 1 2 3 本	運転起動 高温停止 炉心変更時※5 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ） 4 1 5 本	・女川では、乾電池内蔵型照明をチエンジングエリア用資機材として整理（保管規定第17条の6（資機材等の整備）にて管理）
運転起動高温停止 炉心変更時※5	運転起動 高温停止 炉心変更時※5 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ） 1 台	運転起動 高温停止 炉心変更時※5 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	緊急時対策所非常用送風機 1 台	・女川では、乾電池内蔵型照明をチエンジングエリア用資機材として整理（保管規定第17条の6（資機材等の整備）にて管理）
運転起動高温停止 冷温停止 燃料交換	運転起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機 1 台	運転起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	緊急時対策所非常用送風機 1 台	・女川では、乾電池内蔵型照明をチエンジングエリア用資機材として整理（保管規定第17条の6（資機材等の整備）にて管理）
運転起動高温停止 冷温停止 燃料交換	運転起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機 1 台	運転起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	緊急時対策所非常用送風機 1 台	・女川では、乾電池内蔵型照明をチエンジングエリア用資機材として整理（保管規定第17条の6（資機材等の整備）にて管理）
運転起動高温停止 冷温停止 燃料交換	運転起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型エリアモニタ 1 台	運転起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	緊急時対策所可搬型エリアモニタ 1 台	・女川は、乾電池内蔵型照明をチエンジングエリア用資機材として整理（保管規定第17条の6（資機材等の整備）にて管理）
運転起動高温停止 冷温停止 燃料交換	運転起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	可搬型モニタリングポスト 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明 (ランタンタイプ) ※6	運転起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	可搬型モニタリングポスト ※4	・女川は、乾電池内蔵型照明をチエンジングエリア用資機材として整理（保管規定第17条の6（資機材等の整備）にて管理）

※1：陽圧化に必要なバウンダリ※2、弁および配管を含む。

※2：正圧化に必要なバウンダリ※3、弁および配管を含む。

保安規定比較表

女川1号炉案				差異理由		
(2) 確認事項				(2) 確認事項		
項目	項目	頻度	担当	項目	頻度	担当
※2：陽圧化に必要なバウンダリ※3及びダクトを含む。	※2：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。	※2：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されなければ、運転上の制限を満足していないとはみなさない。	材として整理			
※3：バウンダリの性能維持を実施する。	※3：バウンダリの性能維持を実施する。	・設備構成要素の相違				
※4：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）あたりの合計所要数。	※4：停止余裕確認後の制御奉1組又は1本の挿入・引抜を除く。	・女川の緊急時対策所は複数箇所に分かれていらない。				
※5：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御奉1組又は1本の挿入・引抜を除く。	※5：停止余裕確認後の制御奉1本の挿入・引抜を除く。	・停止余裕に係る運転上の制限の相違による				
※6：「6.6-1.5-1 監視測定設備」において運転上の制限等を定める。	※6：「6.6-1.5-1 監視測定設備」において運転上の制限等を定める。					
6. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※5} における作業において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）が規定圧力であることを確認する。	1. 給排気隔壁弁（緊急対策室給氣）、給排気隔壁弁（緊急対策室空気ボンベ出口電動弁が開することならびに給排気隔壁弁（緊急対策室正體調整弁）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	3ヶ月に1回	タービン課長	1. 給排気隔壁弁（緊急対策室給氣）、給排気隔壁弁（緊急対策室空気ボンベ出口電動弁が開することならびに給排気隔壁弁（緊急対策室正體調整弁）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	3ヶ月に1回	タービン課長
2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の性能確認を実施する。	3. 緊急時対策所非常用送風機の性能確認を実施する。	定事検停止時	タービン課長	2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※5} または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時ににおいて、緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン課長
4. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機の性能確認を実施する。	4. 緊急時対策所非常用送風機を起動し、動作可能であることを確認する。	定事検停止時	原子炉GM	4. 緊急時対策所非常用送風機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	防災課長
5. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機を起動し、動作可能であることを確認する。	5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{※5} または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時ににおいて、給排気隔壁弁（緊急対策室給氣）および給排気隔壁弁（緊急対策室排氣）が開することならびに給排気隔壁弁（緊急対策室正體調整弁）および給排気隔壁弁（建屋壳正排気隔壁弁）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	防災課長			
7. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の性能が維持されていることを確認する。	7. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の性能が維持されていることを確認する。	定事検停止時	原子炉GM	・女川では、放射性雲通過時ににおけるCO ₂ 濃度において、CO ₂ 濃度		

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年1月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
8. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※ 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る 作業時において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策 本部）二酸化炭素吸収装置が動作可能であることを確認す る。	原子炉GM 1ヶ月に1回	6. 緊急時対策所非常用フィルタ装置の性能確認を実施する。 7. 緊急時対策所非常用フィルタ装置が使用可能であることを 確認する。	定事検停止時 <u>放射線管理課長</u> <u>1ヶ月に1回</u> <u>防災課長</u>	度が許容値を満足 するため、二酸化 炭素吸収装置は設 置不要 (別紙 66-16-1 (1) 参照)
1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽 圧化空調機の活性炭フィルタが使用可能であることを確認 する。	化学管理GM 1年に1回	8. 差正計の計器校正を実施する。 9. 差正計が使用可能であることを外観点検により確認する。	定事検停止時 <u>計測制御課長</u> <u>1ヶ月に1回</u> <u>計測制御課長</u>	・女川の緊急時対策 所非常用フィルタ 装置は、常設設備 であるため、実施 頻度を1カ月毎に 設定 ・女川の差正計は、常 設設備であるた め、実施頻度を1 カ月毎に設定
15. 差正計（対策本部）が健全であることを確認する。	計測制御GM 1年に1回	10. 酸素濃度計の計器校正を実施する。 11. 酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	定事検停止時 <u>計測制御課長</u> <u>1年に1回</u> <u>計測制御課長</u>	・女川の差正計は、常 設設備であるた め、実施頻度を1 カ月毎に設定
16. 差正計（対策本部）が使用可能であることを外観点檢によ り確認する。	計測制御GM 3ヶ月に1回	12. 二酸化炭素濃度計の計器校正を実施する。 13. 二酸化炭素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。	定事検停止時 <u>計測制御課長</u> <u>3ヶ月に1回</u> <u>計測制御課長</u>	・女川の差正計は、常 設設備であるた め、実施頻度を1 カ月毎に設定
11. 酸素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。	発電GM 1年に1回	14. 二酸化炭素濃度計（対策本部）が使用可能であることを確認 する。	定事検停止時 <u>計測制御課長</u> <u>1年に1回</u> <u>計測制御課長</u>	・女川は、乾電池内蔵 型照明をエンジ ングエリア用資機 材として整理 ・停止余裕による運 転上の制限の相違 による
12. 酸素濃度計（対策本部）が使用可能であることを確認する。	発電GM 3ヶ月に1回	15. 緊急時対策所可搬型エリアモニタが動作可能であることを 確認する。	定事検停止時 <u>放射線管理課長</u> <u>3ヶ月に1回</u> <u>放射線管理課長</u>	※5：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。
13. 二酸化炭素濃度計（対策本部）の機能確認を実施する。	発電GM 1年に1回	17. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ラン タンタイフ）の点灯確認を行い、使用可能であることを確認 する。	定事検停止時 <u>放射線管理課長</u> <u>3ヶ月に1回</u> <u>放射線管理課長</u>	※7：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

(3) 要求される措置		(3) 要求される措置			差異理由		
適用される原子炉状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	
運転	A. 動作可能な可搬型エリアモニタ（対策本部）が所要数を満足していない場合	A.1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2. 当直長は、代替措置※ ⁹ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	運動	A. 動作可能な緊急時対策所可搬型エリアモニタが所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 防災課長は、代替措置※ ⁷ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに
起動	B. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合	B.1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 又は B.2. 当直長は、代替措置※ ⁹ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ¹⁰ 。	10日間	高溫停止	B. 緊急時対策所非常用送風機が動作不能の場合	B1. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 C. 緊急時対策所非常用フィルタ装置が動作不能の場合	10日間
高溫停止	又は 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）による加圧系が動作不能の場合	D. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）が動作不能の場合	10日間	又は 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置、差圧計（対策本部）、酸素濃度計（対策本部）、二酸化炭素濃度計（対策本部）又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）が所要数を満足しない場合	C1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C.2. 当直長は、代替措置※ ⁹ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ¹⁰ 。	D1. 防災課長は、高溫停止にする。 D2. 当直長は、冷温停止にする。	10日間
	D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E. 条件B, C, DまたはEで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	24時間		F1. 発電課長は、高温停止にする。 F2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	24時間 36時間

保安規定比較表

		柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案				
		適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	差異理由				
A.	動作可能な可搬型エリアモニタ（対策本部）が所要数を満足していない場合	A.1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2. 当直長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	A.動作可能な緊急時対策所可搬型エリアモニタが所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。			
B.	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取り入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合	B.1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B.2. 当直長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	B.緊急時対策所非常用送風機が動作不能の場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。			
C.	動作可能な差圧計（対策本部）、酸素濃度計（対策本部）、二酸化炭素濃度計（対策本部）又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）が所要数を満足しない場合	C.1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 C.2. 当直長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	C.緊急時対策所非常用フィルタ装置が動作不能の場合	C1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	C1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。			
	炉心変更時※8	A.当直長は、炉心変更を中止する。 A.原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時ににおいて要求される設備が、運転上の制限を満足していないと判断した場合	速やかに	D.動作可能な差圧計、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 D2. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 D2. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。			
	又は	A.1. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 A.2. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに	A.緊急時対策所加压設備（空気ポンベ）が動作不能の場合	A1. 契電課長は、炉心変更を中止する。 A2. 契電課長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに	A1. 契電課長は、炉心変更を中止する。 A2. 契電課長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。			

※8：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。

※9：代替品の補充等をいう。

※10：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。

※6：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

※7：代替品の補充等をいう。

※8：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Eには移行しない。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

6 6 - 1 6 - 2 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）		女川 2 号炉案	
(1) 運転上の制限		運転上の制限	
被ばく低減設備	(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）による加圧系が動作可能であること※1 (2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※2 (3) 差圧計（待機場所）、酸素濃度計（待機場所）及び二酸化炭素濃度計（待機場所）の所要数が動作可能であること	被ばく低減設備	(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）による加圧系が動作可能であるため、該当設備なし
その他設備	可搬型エリアモニタ（待機場所）の所要数が動作可能であること	その他設備	・柏崎は、5号炉原子炉建屋内に対策本部と待機場所をそれぞれ設置。女川は、緊急時対策所のみで要員が収容可能であるため、該当設備なし
適用される原子炉の状態	設 備	所要数※4	差異理由
運転 起動 高温停止 炉心変更時※5 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）	1 4 2 1 本	
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機 差圧計（待機場所） 酸素濃度計（待機場所） 二酸化炭素濃度計（待機場所） 可搬型エリアモニタ（待機場所）	2 台 1 個 1 個 1 個 1 台	
※ 1 : 陽圧化に必要なバウンダリ※3、弁及び配管を含む。 ※ 2 : 陽圧化に必要なバウンダリ※3及びダクトを含む。 ※ 3 : バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されなければ、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※ 4 : 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）あたりの合計所要数。 ※ 5 : 停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御奉 1 組又は 1 本の挿入・引抜を除く。		(2) 確認事項	
1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化		頻 度	担当
3ヶ月に1回		化学管理 GM	

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）				女川2号炉案			
				差異理由			
空調機の活性炭フィルタが使用可能であることを確認する。							
2. 5号原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化 空調機の性能確認を実施する。	1年に1回	原子炉GM					
3. 5号原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化 空調機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル 設備管理GM					
4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時は 原子炉建屋原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化 装置（空気ポンベ）が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回	5号炉当直長					
5. 可搬型エリアモニタ（待機場所）の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM					
6. 可搬型エリアモニタ（待機場所）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM					
7. 酸素濃度計（待機場所）の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM					
8. 酸素濃度計（待機場所）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM					
9. 二酸化炭素濃度計（待機場所）の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM					
10. 二酸化炭素濃度計（待機場所）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM					
11. 差圧計（待機場所）が健全であることを確認する。	1年に1回	計測制御GM					
12. 差圧計（待機場所）が使用可能であることを外観点検により 確認する。	3ヶ月に1回	計測制御GM					
※6：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。							
(3) 要求される措置							
適用される 原 子 炉 の 状 態	条件	要求される措置	完了時間				
運転 起動 高溫停止	A. 動作可能な可搬型エリアモニタ（待機場所）が所要数を満足しない場合	A.1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2. 当直長は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに				

保安規定比較表

		女川2号炉案		
				差異理由
B. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）による加圧系が動作不能の場合	B. 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 又はB. 2. 当直長は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※9} 。	10日間	10日間	
C. 動作可能な差圧計（待機場所）、酸素濃度計（待機場所）又は二酸化炭素濃度計（待機場所）が所要数を満足していない場合	C. 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又はC. 2. 当直長は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※9} 。	10日間	10日間	
D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D. 1. 当直長は、高温停止にする。 D. 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間	36時間	
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型エリアモニタ（待機場所）が所要数を満足していない、場合	A. 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及びA. 2. 当直長は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	
B. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合	B. 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及びB. 2. 当直長は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	速やかに	
C. 動作可能な差圧計（待機場所）、酸素濃度計（待機場所）又は二酸化炭素濃度計（待機場所）が所要数を満足していない場合。	C. 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及びC. 2. 当直長は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	速やかに	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
炉心変更時 ^{※7} 又は 原子炉建屋原 子炉棟内で照 射された燃料 に係る作業時	A. 炉心変更時 ^{※7} 又は原子 炉建屋原子炉棟内で照 射された燃料に係る作 業時において要求され る設備が、運転上の制限 を満足していないと判 断した場合	A 1. 当直長は、炉心変更を中止す る。 A 2. 当直長は、原子炉建屋原子炉 棟内で照射された燃料に係る 作業を中止する。	速やかに	
※7：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。 ※8：代替品の補充等をいう。 ※9：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は 継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表題、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

6 6 – 1 6 – 3 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）				女川 2 号炉案	差異理由			
(1) 運転上の制限				6 6 – 1 6 – 2 緊急時対策所の代替電源設備	TS-25 6 6 – 1 6 – 2 緊急時対策所の代替電源設備			
項目	運転上の制限			運転上の制限				
緊急時対策所の代替電源設備 代替電源設備による電源系が動作可能であること※1※2								
適用される 原子炉の状態	設 備			設 備	所要値・所要数			
運 転	原子炉の状態			ガススタービン発電機	※4			
起 動				ガススタービン発電設備軽油タンク	※5			
高温停止				タンクローリー	※5			
冷温停止				軽油タンク	※5			
燃料交換				ガススタービン発電設備燃料移送ポンプ	※4			
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用 可搬型電源設備	2 台			ガススタービン発電機接続盤	※6			
燃料補給設備	※3			緊急用高圧母線 2F 系	※6			
可搬ケーブル	2 セット※2			電源車（緊急時対策所用）	1 台			
交流分電盤	3 台			緊急時対策所用軽油タンク レベル※3	2,410mm			
負荷変圧器	1 台			緊急時対策所用高圧母線 I 系	2 系列			
※1 : 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所あたりの合計所要数。								
※2 : 2 セットとは、1 相分 1 本の 3 相分 3 本を 1 セット及び 1 相分 2 本の 3 相分 6 本を 1 セットを いう。								
※3 : 緊急時対策所軽油タンク レベルとは、緊急時対策所軽油タンク 2 基の各々の軽油タンク レベルで 之意。								
※1 : 燃料移送系の必要な弁および配管を含む。 ※2 : 動作可能とは、電源車接続口（緊急時対策建屋北側）に接続できることを含む。								
※3 : 緊急時対策所軽油タンク レベルとは、緊急時対策所軽油タンク 1 基あたりのタンクレベルで 之意。								
・設備の相違 ・女川は、自主対策設備としての電源車接続口（緊急時対策建屋南側）があり、区別するため に記載								
・緊急時対策所軽油タンク 1 基あたりのタンクレベルで								

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表題、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案																																		
<p>※3：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>		<p>※4：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※5：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 ※6：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p>																																		
<p>※3：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>		<p>※4：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 ※5：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 ※6：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p>																																		
<p>(2) 確認事項</p>		<p>(2) 確認事項</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。</td> <td>2年に1回</td> <td>電気機器GM</td> </tr> <tr> <td>2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> <tr> <td>3. 負荷変圧器が使用可能であることを外観点検にて確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>電気機器GM</td> </tr> <tr> <td>4. 交流分電盤が使用可能であることを外観点検にて確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>電気機器GM</td> </tr> <tr> <td>5. 可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	担当	1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	電気機器GM	2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	3. 負荷変圧器が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM	4. 交流分電盤が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM	5. 可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。</td> <td>2年に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>2. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>3. 緊急時対策所蔵油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>4. 緊急時対策所用高圧母線J系が使用可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	担当	1. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	防災課長	2. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	3. 緊急時対策所蔵油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	防災課長	4. 緊急時対策所用高圧母線J系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	防災課長
項目	頻度	担当																																		
1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	電気機器GM																																		
2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																		
3. 負荷変圧器が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM																																		
4. 交流分電盤が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM																																		
5. 可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																		
項目	頻度	担当																																		
1. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	防災課長																																		
2. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																		
3. 緊急時対策所蔵油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	防災課長																																		
4. 緊急時対策所用高圧母線J系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	防災課長																																		
<p>(3) 要求される措置</p>		<p>(3) 要求される措置</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転起動</td> <td>A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合</td> <td>A. 代替電源設備が動作不能の場合</td> <td>A1.1 代替電源設備が動作可能であることを確認する。 A1.2 防災課長は、電源車（緊急時対策所用）が動作可能であることを確認する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	要求される措置	完了時間	運転起動	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	A. 代替電源設備が動作不能の場合	A1.1 代替電源設備が動作可能であることを確認する。 A1.2 防災課長は、電源車（緊急時対策所用）が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	高温停止					<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転起動</td> <td>A. 代替電源設備が動作不能の場合</td> <td>A. 代替電源設備が動作不能の場合</td> <td>A2.1 防災課長は、代替措置^{※7}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A2.2 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日間 10日間</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	要求される措置	完了時間	運転起動	A. 代替電源設備が動作不能の場合	A. 代替電源設備が動作不能の場合	A2.1 防災課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A2.2 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間 10日間	高温停止							
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	要求される措置	完了時間																																
運転起動	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	A. 代替電源設備が動作不能の場合	A1.1 代替電源設備が動作可能であることを確認する。 A1.2 防災課長は、電源車（緊急時対策所用）が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに																																
高温停止																																				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	要求される措置	完了時間																																
運転起動	A. 代替電源設備が動作不能の場合	A. 代替電源設備が動作不能の場合	A2.1 防災課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A2.2 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間 10日間																																
高温停止																																				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

		柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案			
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	24時間	24時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	36時間	24時間	24時間	差異理由	
冷温停止 燃料交換	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。	3 時間	A. 代替電源設備が動作不能の場合	B1. 送電課長は、高温停止にする。 B2. 送電課長は、冷温停止にする。	3 6 時間	3 6 時間	策所用）、緊急時対策所軽油タンクレベル及び緊急時対策所用高圧母線J系をいう。	
		A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 燃料交換	A 1. 代替電源設備が動作可能の場合	A1.1 送電課長は、ガスステーション送電機が動作可能であることを確認する。 または A1.2 防災課長は、電源車（緊急時対策所用）が動作可能であることを確認する。 お上で A2. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 燃料交換	速やかに 燃料交換	（女川は、ガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）により多様性を有することから、それぞれ確認を行う）	

※4 : 代替品の補充をいう。

※5 : 10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Bには移行しない。

※7 : 自主対策設備（予備電源車および電源車接続口（緊急時対策屋面側）の使用、代替品の補充等をいう。

※8 : 10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Bには移行しない。

緊急時対策所軽油タンクから電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの
燃料供給について

緊急時対策所軽油タンク及び電源車（緊急時対策所用）燃料タンクの高さ関係を下
図に示す。



図 緊急時対策所軽油タンク及び電源車（緊急時対策所用）燃料タンクの高さ関係

重力落下による緊急時対策所軽油タンクから電源車（緊急時対策所用）燃料タンク
への燃料供給において、下記を考慮し、流体の質量保存の法則、エネルギー保存の法
則等により燃料供給量を算出すると、**最小液位差※**での値は となる。

**※ 緊急時対策所軽油タンクの燃料出口座下端と電源車（緊急時対策所用）燃料タン
クの制御設定位置（レベル高）との差**

- 緊急時対策所軽油タンクから電源車（緊急時対策所用）燃料タンクまでの
最小液位差 :

- 配管及び弁類の圧力損失 :

また、電源車（緊急時対策所用）の燃料消費量は である。

以上より、燃料供給量 が燃料消費量 を上回ることから、重力落下
による燃料供給において、電源車（緊急時対策所用）を正常に運転することが可能で
ある。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。